

＜令和4(2022)年度公募における主な変更点等＞

（１）公募スケジュールの変更

○令和4(2022)年度公募より例年9月に公募が行われていた基盤研究等について以下のとおり公募スケジュールの早期化を行いました。（11頁参照）

（参考）例年9月に公募が行われていた研究種目等の令和4(2022)年度公募、内定時期（予定）

研究種目名	公募開始時期	公募締切時期	内定時期
特別推進研究	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年3月下旬
基盤研究（S）	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年5月上旬
基盤研究（A）	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年2月末
基盤研究（B、C）、若手研究、奨励研究	令和3年8月上旬	令和3年10月上旬	令和4年2月末
挑戦的研究	令和3年8月上旬	令和3年10月上旬	令和3年度内定時期（7月上旬）よりも早期
研究成果公開促進費	令和3年8月上旬	令和3年10月上旬	令和3年度内定時期（4月1日）よりも早期
帰国発展研究	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年2月中旬
学術変革領域研究（A）	令和3年8月下旬	令和3年10月中旬	令和4年6月下旬
学術変革領域研究（B）	令和3年8月下旬	令和3年10月中旬	令和4年5月下旬
新学術領域研究（研究領域提案型）（公募研究）	令和3年8月下旬	令和3年10月中旬	令和3年度内定時期（4月1日）よりも早期

※令和3年度学術変革領域研究（A）の内定時期は9月上旬、学術変革領域研究（B）の内定時期は8月下旬を予定しています。なお、学術変革領域研究（A）（公募研究）については、令和3年11月下旬を目途に公募を開始する予定です。

※帰国発展研究については、令和3年度公募になります。

○公募開始時期とともに、公募締切時期の早期化が行われていることに十分留意してください。（11頁参照）

○重複制限が適用される研究種目のうち公募時期が異なるものがありますので、「重複制限一覧表」を十分確認してください。重複制限が適用される場合には、既に電子申請システム上で提出（送信）済の課題を取り下げたとしても、もう一方の研究種目に新たに応募することはできません。（23頁参照）

（２）研究計画調書様式の見直し

○基盤研究（S・A）の研究計画調書の様式について「1 研究目的、研究方法など」及び「2 本研究の着想に至った経緯など」の見直しを実施しました。詳細は『別冊「令和4(2022)年度科学研究費助成事業一科研費一公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A））（応募書類の様式・記入要領）」』を御覧ください。（34頁及び別冊参照）

(3) 挑戦的研究（萌芽）の審査方式の見直し

○挑戦的研究（萌芽）の審査方式を見直し、「2段階書面審査」で行うこととしました。（挑戦的研究（萌芽）の令和4（2022）年度公募要領参照（8月上旬公募開始予定））

(4) 研究インテグリティについて

○「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。（4、50頁及び別冊参照）

（主な対応）

- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募・受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- ・研究計画調書は、応募者が関与する全ての研究活動の状況を所属研究機関と適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、その対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

なお、研究計画調書に事実と異なる記載をした場合には、研究課題の不採択、採択取消し、又は減額配分をすることがあります。

(5) 審査への協力について

○一部の研究者に審査負担が偏ることがないように、研究者全体で科研費の審査を支えていくためには、審査委員を引き受けることが研究者の責務であり、学術研究を支えるためにも重要であることを明記しています。（42頁参照）